

2007年5月9日

民主党「脱地球温暖化 戦略」

～ 脱温暖化で、地球と人との共生を ～

民主党『次の内閣』環境部門
地球温暖化対策小委員会
委員長 福山 哲郎

1. 基本的な考え方

(1) 「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」(気候変動枠組条約)が究極の目標であり、そのために国内における温室効果ガス削減の長期目標を設定する。

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)シナリオによれば、どのような安定化水準を想定しても、世界全体で温室効果ガス排出量の大幅削減(50～80%)が必要不可欠である。我が国としても、中期的には2020年までに1990年比20%、長期的には2050年よりも早い時期に50%の温室効果ガス排出量の削減を目標とする。

(なお、EUは閣僚理事会において、2020年までに温室効果ガスの排出量を1990年比で20%削減することを合意している。米国では、2050年に50%削減をめざす趣旨の法案が連邦議会に数本提出されており、民主・共和両党の有力大統領候補が賛同している。)

(2) 京都議定書は「究極の目標」に向けた第一歩にすぎないものの、国内でのさらなる温室効果ガス削減が必要である。したがって、京都議定書の目標については、第一約束期間の間に必ず6%削減を達成する。また、その際には、人為的排出の削減を優先する。

(3) 2008年のG8サミットが我が国で開催されることにかんがみ、我が国は、ポスト京都議定書に向けた新たな国際的枠組みを構築する際、各国のエネルギー効率の視点を踏まえつつ、米国および中国、インド、途上国の参加を促すべく、主導的役割を果たす。

(4) 地域社会・企業・学校等の各セクターにおいて、日本の“木の文化”の再評価も含め、脱炭素社会へ向けたライフスタイルの転換を促進する。そのために、温室効果ガスの削減によって経済的なメリットを受けられる制度の構築、持続可能な社会をめざす環境教育の推進、二酸化炭素排出量の情報開示の促進等を図る。

2. 具体的な地球温暖化対策

(1) 中・長期目標の設定

「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」という究極の目標のために、我が国として、1990年比で2020年までに20%

の温室効果ガス排出量の削減を中期的目標とするとともに、長期的には 2050 年よりも早い時期に排出量を半減することを目標とする。

（２）国内排出権取引制度の導入

我が国の省エネ技術および省資源技術をより発展させるとともに、削減努力が報われるインセンティブを含有する経済的手法を導入する。具体的には、大規模排出源をカバーし、費用効率的な排出削減を促すとともに、技術革新のインセンティブを与える排出権取引制度を国内制度として本格的に導入する。

- ① キャップ&トレード方式による国内排出権取引市場を早期（3 年以内）に創設
- ② 上流・下流の別やキャップ設定などの詳細設計については引き続き検討
- ③ EU-ETS など海外の市場とのリンクについては、国際炭素市場を視野に入れながら強力に推進

（３）再生可能エネルギー導入の強力な推進

風力、太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーが一次エネルギー総供給に占める割合を 2020 年までに 10%程度の水準とする。

- ① 公的施設への導入促進（予算の優先的配分、環境配慮契約法上の評価における重点的位置づけ）
- ② 補助率の大幅拡大（太陽光発電導入補助の継続拡大等）
- ③ 商業ベースでの再生可能エネルギー導入促進（固定価格買取りを含む RPS 法改正の検討開始、関連予算の大幅増額、優遇税制の実施）
- ④ 燃料電池、NAS（ナトリウム硫黄）電池、石炭ガス化複合発電、水素自動車などの技術開発および普及に対する重点的支援

（４）地球温暖化対策税の導入

化石燃料の使用抑制・効率化と、省エネルギー・新エネルギーの技術開発や環境関連投資促進に資する地球温暖化対策税を創設する。

- ① 導入時の地球温暖化対策税は 3,000 円/tC 程度
- ② 排出企業・業界の削減状況に応じて、地球温暖化対策税の減免措置を講ずる
- ③ 税収の用途については、省エネルギー・新エネルギーの技術開発、設備投資、普及等に優先的に配分し、地球温暖化対策に活用する
- ④ 自動車関連税制については、暫定税率の廃止を含めた見直しを実施

（５）省エネルギーの徹底

- ① ビルの断熱構造義務化
- ② コージェネシステム・省エネ型住宅建築などの技術開発・利用に対する支援策の強化
- ③ 計画的なモーダルシフト推進のための法整備（都市部での路面電車（LRT）の活用、自転車道の整備促進等）
- ④ 省エネ技術・商品の普及促進（補助率拡大、省エネ度評価機構の設置、省エネラベルの拡充等）
- ⑤ 住宅・建築物に対して環境負荷とエネルギーの観点から総合評価を行う新基準の策定と義務化（建築許可とのリンクも検討）

(6) 森林吸収源対策の推進

- ① 健全な森林の整備のための予算増額
- ② 保安林の適切な管理・保全の推進
- ③ 木材、木質バイオマスの利用促進（地域材の利用、技術開発や利用施設の整備等）
- ④ 吸収量の報告・検証体制の整備（吸収量算定に係る第三者評価機関の設置等）

(7) 環境技術開発、環境負荷低減技術・商品の普及促進

- ① 環境技術開発への予算の大幅増
- ② 環境投資に対する減税
- ③ トップランナー方式の対象の拡大
- ④ CCS（二酸化炭素の回収・貯留）の技術開発と低コスト化の研究

(8) 環境外交の促進

- ① ポスト京都議定書へのリーダーシップの発揮
- ② 中国・インドをはじめとする温室効果ガス大量排出国や途上国との対話・協力の促進
- ③ ODAの環境分野へのさらなる集中特化
- ④ 温暖化対策に貢献する技術の移転をさらに促進する国際的ルールの提唱

(9) 脱フロンのさらなる推進

- ① フロン回収率のさらなる向上
- ② 国際的な脱フロン技術開発と代替フロン物質への転換の促進

(10) 二酸化炭素の「見える化」の推進

二酸化炭素を可視化し、日常生活における様々な視点から利用可能な情報開示システム（カーボン・ディスクロージャー）の普及を推進する。

（例）

- ・ 生活者の視点から、光熱費の請求書に二酸化炭素排出量を記載
- ・ 消費者の視点から、LCA（ライフ・サイクル・アセスメント）を発展させて最終生産品が寄与する排出量を表示
- ・ 運転者の視点から、デジタルタコメーターや燃費計の普及
- ・ 投資家の視点から、環境報告書における排出量実績や削減目標についての共通指標の導入に加え、温室効果ガス排出量等の有価証券報告書への記載のあり方についても検討

(11) 今後の検討課題その他

- ・ 運輸（バイオマス燃料の導入促進、低燃費車の普及に向けた技術開発の推進等）
- ・ 教育
- ・ 金融・保険
- ・ サマータイム制の導入の是非